

利用上の注意

1 商業統計調査について

(1) 調査の目的

商業統計調査は、商業の実態を明らかにすることを目的とする。

(2) 調査の根拠

商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）によって実施される指定統計調査（指定統計第23号）である。

(3) 調査の期日

平成19年6月1日現在で実施した。

(4) 調査の範囲

日本標準産業分類に掲げる「大分類」- 卸売・小売業」に属する事業所である。

(5) 調査の方法

調査票を各対象事業所に配布して、申告者（事業所の管理責任者）が自ら記入する自計申告により調査した。

(6) 調査の経路

調査は、市町村・統計調査員を通じて行い、その調査機関の系統は次のとおりである。

経済産業大臣 - 知事 - 市町村長 - 統計調査員 - 対象事業所（申告義務者）

2 集計項目の説明

(1) 事業所数（商業事業所数）は、平成19年6月1日現在の数値である。

事業所（商業事業所）とは、商店、営業所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として卸売又は小売を行っている事業所をいう。

(2) 従業者数とは「個人業主」，「無給の家族従業者」，「有給役員」，「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「派遣・下請受入者」を併せ「従業者・臨時雇用者」のうち派遣・下請出向者を除いたものをいう。

「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。

「無給の家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。

「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤，非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。

「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」，「パート・アルバイト等」と呼ばれている者で、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を定めずに雇用されている者

イ 1か月を越える期間を定めて雇用されている者

ウ ア，イ以外の雇用者のうち、平成19年の4月，5月のそれぞれの月に18日以上雇用された者

「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

「派遣・下請受入者」とは、他の会社など別経営の事業所から派遣されている者又は下請けと

して他の会社など別経営の事業所から来て業務に従事している者をいう。

「従業者・臨時雇用者のうち派遣・下請出向者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、他の会社など別経営の事業所へ派遣している者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所の業務に従事している者をいう。

- (3) 年間商品販売額とは、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の有体商品の販売額をいい、消費税額を含んでいる。
- (4) その他の収入額とは、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の販売商品に関する修理料、仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商品販売額以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含む。
- (5) 売場面積は、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（ただし、食堂・喫茶、植木や石材等の屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫、他に貸している店舗（テナント）分の面積等は除く）をいう。
- (6) セルフ採用事業所とは、セルフサービス方式を売場面積の50%以上において採用している事業所をいう。

なお、セルフサービス方式とは、次の3つの条件を兼ね備えている場合をいう。

ア 客が値札などにより各商品の値段が判るような表示方法をとっていること

イ 店に備え付けられている買い物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること

ウ 売り場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること

3 表章形式

- (1) 事業所の規模区分は、平成19年6月1日現在の従業者数によった。
- (2) 市町村の区域範囲は、調査期日現在の行政区画によった。
- (3) この統計表中「-」は当該数値のない場合を、「0」は掲載単位に満たないものを表し、「」はマイナスの数値を示す。「」は1又は2の事業所に関する数値であって、これをこのまま計上すると、個々の事業所の秘密が漏れるおそれがあるため伏字にした記号である。
また、3以上の事業所に関する数値でも、秘匿した1又は2の事業所に関する数値が前後の関係から判明する箇所は「」で表した。
- (4) 表中の前年比、構成比については、小数点以下第2位を四捨五入した。したがって、合計と内訳の計とが一致しない場合がある。

4 産業分類の格付けについて

商業統計調査の産業分類は、日本標準産業分類（平成14年3月改訂）による。

事業所を産業分類別に格付するための産業の決定（格付）方法は、次のとおりである。

(1) 一般的な産業分類の格付

取扱商品が単品の場合は、その商品の商品分類番号により格付けするが、数種類の商品を販売している事業所の産業格付けは、原則として次の方法によって決定されている。

まず、年間販売額のうち、卸売販売額・小売販売額のそれぞれの販売額を比較して、いずれが多いかによって卸売業か小売業かを定める。

次に、卸売業の場合は、卸売販売額のうち2桁分類の段階で最も多いものによって中分類業種を決め、さらにその分類に属する商品のうち3桁分類で最も多いものによって小分類業種、4桁分類で最も多いものによって細分類業種を決める。

小売業の場合は、小売販売額のうち2桁分類の段階でまず中分類業種を決め、以下卸売業と同じ方法で順次小分類、細分類業種を決定する。

(2) 例外的な産業分類の格付

ア 「4911 各種商品卸売業」

卸売業の小分類番号(501)から(549)までの3項目以上の小分類に該当する生産財(501,522,523,524)、資本財(521,531,532,533,539)、消費財(502,511,512,541,542,549)の3財の商品を卸売し、各財別販売額が卸売販売額の10%以上の事業所で、従業者が100人以上の事業所。

イ 「4919 その他の各種商品卸売業」

卸売の小分類番号(501)から(549)までの3項目以上の小分類に該当する生産財(501,522,523,524)、資本財(521,531,532,533,539)、消費財(502,511,512,541,542,549)の3財の商品を卸売し、各財別販売額がいずれも卸売販売額の50%に満たない事業所で、従業者が100人未満の事業所。

ウ 「5511 百貨店、総合スーパー」

衣(中分類56)、食(同57)、住(同58,59,60)にわたる商品を小売していて、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の事業所で、従業者が50人以上の事業所。

エ 「5599 その他の各種商品小売業」

衣(中分類56)、食(同57)、住(同58,59,60)にわたる商品を小売していて、そのいずれも小売販売額の50%に満たない事業所で、従業者が50人未満の事業所。

オ 「5711 各種食料品小売業」

「57 飲食料品小売業」の小分類572から579までのうち、3つ以上の小分類に該当する商品を小売し、そのいずれも飲食料品小売販売額の50%に満たない事業所。

カ 「6091 たばこ・喫煙具専門小売業」

販売額に占めるたばこ、喫煙具の販売額が90%以上あるときは、「6091 たばこ・喫煙具専門小売業」に格付する。ただし、90%に満たないときは、たばこ、喫煙具以外の商品の販売額によって格付する。

キ 「5497 代理商、仲立業」

「代理商、仲立業」には、卸売業者に格付けられた場合に「年間商品販売額」と「その他の収入額の仲立手数料」を比較して「仲立手数料」の多い事業所。

ク 「5791 コンビニエンスストア(飲食料品を中心としたものに限る)」

売場面積が30㎡以上250㎡未満で、売場面積の50%以上でセルフサービス方式を採用しており、飲食料品(57)を中心に扱い、営業時間が14時間以上の事業所。

5 その他

- (1) この報告書の数値は、本県で独自に審査集計したものであり、後日経済産業省が発表する数値とは若干異なることがあります。
- (2) この報告書についての照会は次へお願いします。

徳島県県民環境部統計調査課経済統計担当

〒770 - 8570 徳島市万代町1丁目1番地

088 - 621 - 2138

